

住民監査請求監査結果通知書

第1 住民監査請求書（上野原市職員措置請求書）の受付

1 請求人

住所 山梨県上野原市上野原8062番地

氏名 上野原市民オンブズマン 杉本 公文 氏

2 請求書の提出日

令和元年10月29日

3 請求の内容

請求人提出の上野原市職員措置請求書によると、主張事実の要旨及び措置要求は次のとおりである。（「上野原市職員措置請求書」の原文のまま記載）

上野原市長に関する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

1 経緯

上野原市は、平成27年10月7日、上野原こども園用地購入に係る住民訴訟（違法公金支出金返還等請求事件）を提訴され、平成31年4月9日、甲府地方裁判所において市敗訴の判決が言い渡される。

市は同年4月16日に、第1審も担当した市町村会の細田浩顧問弁護士（柳町法律事務所）と委任契約を行い、控訴代理人として、1審判決を不服とし同年4月19日、東京高等裁判所へ控訴状を提出した。

市は江口市長の指示により、令和元年5月7日に大成綜合法律事務所の代表軍司育雄弁護士と控訴委任契約を締結した。

市は控訴費用について、令和元年5月28日の議員全員協議会で説明し、弁護士費用の内、着手金は柳町法律事務所が27万円で、これは31年度認定こども園費の予備費で充用し支出した。

市は、令和元年5月7日に大成綜合法律事務所に着手金として216万円を専決処分し支出した。又、不動産鑑定業務委託費134万4168円も専決処分を行い、この2つの専決処分は、令和元年度上野原市一般会計補正予算（第1号）専決処分として、第2回定例議会に提案され、6月4日に承認することとして賛成多数にて議決された。

市は前記議会の令和元年度一般会計補正予算（第2号）案において、弁護士報酬金として柳町法律事務所に27万円、大成綜合法律事務所は555万5000円を提案したが、大成綜合法律事務所分については、疑義があるとして106万2000円を議会が修正案にて減額し、449万3000円となり6月19日に修正議決された。

2 違法な理由と市の損害

(1) 大成綜合法律事務所への弁護士費用

市は細田浩弁護士と委任契約（着手金27万、報酬金27万円）を行い4月19日控訴状を高裁に提出したが、その後の協議で「新たな視点で取り組むべき」として大成綜合法律事務所の4名の弁護士を増員し、着手金と報酬金の合計金額は665万3000円となるが、2つの事務所の弁護士費用は一人当たりになると3倍以上の差がある。

大成綜合法律事務所については、「行政処分」「不動産関係」という条件で、日弁連の検索サイトにも載っていないし、当該法律事務所のホームページにも、特段行政訴訟を扱っている記述もないと議会で指摘されているとおり、とても専門の事務所と認識できるものではなく、「市町村会の顧問弁護士と専門の弁護士との差」があるという市の答弁は、費用の格差に対する合理的な根拠とはならない不当な金額である。

そもそも、大成綜合法律事務所への弁護士費用の根拠は委任契約書において経済的利益の10%以内とされているが、一審判決は上野原市として「個人である江口英雄に5,050万円を請求せよ」であり、市として受ける利益は請求書の発送費用しか存在せず、5,050万円の経済的利益は江口英雄個人に帰属するもので、上野原市が公金を支出する合法的及び合理的根拠はない。

よって江口市長の公私混同、裁量権の濫用は甚だしいものであり、着手金の216万円は違法な公金の支出に当たり市の損害であり、報酬金の449万3000円は、違法に公金の支出が予想されるものである。

(2) 専決処分

市は令和元年5月7日に、大成綜合法律事務所の支払に216万円、及び不動産鑑定業務委託料として134万4168円を専決処分したが、その理由を6月4日の第2回定例議会の議案質疑（別添議会議事録抜粋P26）において、地方自治法179条の規定における「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」と答弁している。通常、議会の招集については、市の場合7日前にとの法の規定があるが、緊急を要する場合はこの限りではないと規定されているので、専決処分をせず臨時議会を招集し採決をすべきである。

4月9日に判決が出て翌日の10日に新聞報道、午後には急遽議員全員協議会が招集されたのは緊急性が重大であるとの判断があったはずである。だとすれば、議会の招集についても7日前に限らず3日あるいは翌日にでも議会は招集ができたはずである。

弁護士への着手金については、行政に関する専門の弁護士であれば、当然自治体の支出に議会での「事前議決の原則」が不可欠と承知されているはずで、他の委任契約等と同様に仮契約とし議決後に支払いをすれば専決処分をする必要はない。

不動産鑑定委託料については、5月30日の入札予定日に合わせるため5月13日に指名会議を行い5月30日付けの契約で履行期限（納期）は7月31日と答弁している。さらに、後日履行期限を8月15日に延長し変更した。

市は控訴理由書の提出期限を7月10日まで延ばすという上申を裁判所に出し、7月8日付で理由書を提出している事からすると、控訴理由書の提出期限を過ぎても良いという案件であり216万円の支払と同様、これも、緊急に臨時議会を招集すれば事たりるもので「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕はあった」のであり、専決処分は地方自治法第179条の規定に違反する不当な処分である。

第2 結論（求める措置）

上記のとおり住民訴訟の控訴費用の内、大成綜合法律事務所への216万円の着手金は、支出に対する合法的な根拠のない公金の支出で市は損害を被った。当然上野原市長江口英雄は損害を補填すべく地方自治法

第243条の二の規定における賠償責任を負うべきものであり、さらに449万3000円の報酬金は、これから損害を被る事が予想される予算である。

又、令和元年度一般会計補正予算（第1号）専決処分の議案における、大成綜合法律事務所への216万円の着手金、及び不動産鑑定委託料134万4168円は、地方自治法第179条に違背する違法な処分である。

よって、監査委員に当該行為を是正するために下記事項の措置を請求します。

- 1 弁護士費用の内、216万円の着手金については違法な公金支出であり、損害を補填するため上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。
- 2 弁護士費用の内、449万3000円の報酬金は違法な公金支出により、損害の発生が予想されるので、公金支出を差し止めることを求める。
但し、既に支出がなされた場合は上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。
- 3 令和元年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分は、地方自治法第179条の規定において違法である事の確認を求める。

第3 請求者

住 所 上野原市上野原8062番地

職 業 農林業

氏 名 上野原市民オンブズマン 杉本公文

地方自治法第242条第1項の規定により、下記のとおり事実証明書を添え必要な措置を請求します。

上野原市監査委員殿

令和元年10月29日

《事実証明書》

- ① 令和元年5月28日の議員全員協議会資料の写し
(訴訟関係経費に係る補正予算及び専決処分等の説明資料)
- ② 上野原市議会会議録、令和元年度第2回定例会抜粋の写し
(議案第54号及び第59号における質疑、討論、採決の内容)
- ③ 弁護士事務所との委任契約書の写し

4 請求の要件審査

本請求については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を次の3項目と判断した。

- (1) 弁護士費用の内、216万円の着手金については違法な公金支出であり、損害を補填するため上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。
- (2) 弁護士費用の内、449万3000円の報酬金は違法な公金支出により、損害の発生が予想させるので、公金支出を差し止めることを求める。
但し、既に支出がなされた場合は上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。
- (3) 令和元年度一般会計補正予算(第1号)の専決処分は、地方自治法第179条の規定において違法である事の確認を求める。

2 監査対象部局

福祉保健部子育て保健課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月18日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

それに基づき、請求人が陳述を行い、本件請求の補足説明を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人の請求書、事実証明書及び陳述並びに監査対象部局からの提出書類及び陳述により、監査対象事項について次の事実を認めました。

上野原市は、平成31年4月9日の上野原こども園用地購入にかかる住民訴訟（違法公金支出金返還等請求事件）の甲府地方裁判所での判決を受け、これに控訴するため、令和元年5月7日に委任弁護士費用の着手金及び裁判資料となる不動産鑑定業務の委託料の確保が必要となることから、一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行った。そして、5月7日に大成綜合法律事務所と控訴委任契約を締結し、平成31年5月9日に東京高等裁判所へ控訴委任状を提出した。また、大成綜合法律事務所へは、5月21日に着手金216万円を支出している。東京高等裁判所への控訴理由書については、提出期限50日以内の最終日となる6月7日を7月10日まで延長する上申を行い、7月8日に提出した。

2 監査対象部局の陳述

市長に関係書類の提出を求め、令和元年11月18日に福祉保健部長ほか関係職員に出頭を求め、陳述を行った。

その陳述内容は、以下のとおりである。

請求内容（1）、（2）への回答

上野原こども園用地購入に係る住民訴訟裁判は、甲府地方裁判所において上野原市長江口英雄を被告として行われ、平成31年4月9日に判決が言い渡されました。

その主な判決内容は、公人である被告上野原市長江口英雄は私人である江口英雄に5千50万円を請求せよとの裁判であります。上野原市長

江口英雄は、その判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しておりますので、控訴人は公人である上野原市長江口英雄となります。このことから裁判にかかる費用は市が負担するものでございます。

これらについては、平成14年の地方自治法の改正により地方自治法第242条の2第4号に規定する住民訴訟が抜本的に改正され、従来の地方公共団体の住民が地方公共団体に代位して違法な行為を行った職員個人、長を被告とする損害賠償請求や不当利益返還請求を為す代位訴訟から、市長等の執行機関等を被告とし、損害賠償請求せよ、あるいは不当利益返還請求をせよといった内容の請求を行う義務付け訴訟に改められました。改正後の住民訴訟では、地方公共団体の執行機関等が被告となるため、訴訟費用については当該地方公共団体が負担することとなりました。したがって弁護士を訴訟代理人として委任するときは、当該委任に要する弁護士費用についても当該地方公共団体の負担となりますので、江口市長の公私混同、裁量権の濫用は一切ないものと考えております。

よって、措置請求の1の弁護士費用の着手金については適正な公金支出であると考えておりますので上野原市長江口英雄には損害賠償は請求しません。

また、2の弁護士費用の報酬金についても適正な公金支出でありますので、今後においても上野原市長江口英雄には損害賠償は請求いたしません。

なお、本市として全面勝訴しなければこの事業の全体事業である国土交通省所管の地方都市リノベーション事業にも大きな影響が出ますので、この事業の正当性を強く主張する必要があります。このことから、今回の裁判における経済的利益は5千50万円を請求しないことが市としての事業の正当性が認められ信用を取り戻したこととなり、これを経済的利益と捉え5千50万円を基準に大成綜合法律事務所の弁護士法人の報酬基準概要（資料1）を基に報酬等を計算（資料2）させていただき予算計上させていただきました。

なお、これらの補正予算については議会においても承認していただいております。

請求内容（3）への回答

次に「令和元年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分は、地方自治法第179条の規定に違反する不当な処分である。」についての弁明ですが、専決処分とは、本来、議会の議決・決定を経なければならない

条例の制定等や予算の決定などについて、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理をすることを言い、地方自治法第179条に専決できる場合の事由などが定められています。

その事由は4つに分かれています。

- ① 議会が成立しないとき
 - ② 第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき
 - ③ 特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき
 - ④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき
- となっております。

この度の監査請求にあります、令和元年度上野原市一般会計補正予算(第1号)の専決処分は、3つ目の『特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき』に該当し専決処分したものになります。

この専決処分は、住民訴訟判決に係る東京高等裁判所への控訴手続きのため、急遽、弁護士を増員及び根拠資料の作成が必要になり、それらに係る費用を予算化する必要が生じ、これに関する補正予算を処分したもので、新たな弁護士等と協議を進めてきた中で、その後の裁判所への手続き等を踏まえ5月7日において行ったものであります。

補正予算額は合計で350万円4千円です。内訳としては、増員する弁護士4名の着手金として弁護士報酬費を216万円、また、第3の視点から不動産鑑定を行い裁判の資料とするため不動産鑑定委託料を134万4千円計上いたしました。

次に、経過と緊急性ですが、本年4月9日に甲府地方裁判所で上野原こども園関連の住民訴訟の判決が出ました。その主な判決内容は先ほども申し上げましたが「被告上野原市長江口英雄は江口英雄に対して5,050万円を請求せよ」との内容です。

それを受け、翌、4月10日の午前に記者会見、午後に臨時議員全員協議会において判決に関する状況の説明を行いました。

4月13日には市役所において第一審の町村会の顧問弁護士である甲府市の柳町法律事務所の細田弁護士と判決文を精査しました。その結果、この判決は事実誤認であるため、被告である上野原市長江口英雄は控訴することを決定しました。

その後4月16日に細田弁護士と委任契約を行い、控訴人訴訟代理人弁護士として4月19日には控訴状を甲府地方裁判所に提出しました。

これら委任契約等に伴う予算につきましては予備費から充用し、金額は弁護士の着手金27万円、事務費2万6千円です。

なお、控訴に当たっては控訴理由書を50日以内に東京高等裁判所に提出しなければならず、提出期限が6月7日でありました。また、これまで3年6ヶ月、18回にわたる甲府地方裁判所での一審での口頭弁論における膨大な資料の精査、要点の抽出、新たな証拠の提示など、一審の細田弁護士1名では対応が困難であり、同弁護士からも控訴審での争いを全面勝訴するためには、新たな視点で弁護する必要があることが強く示されました。

こうしたことから、弁護の新たな依頼先の検討を進め、依頼先を大成綜合法律事務所に絞り、4月24日に同事務所の弁護士と江口市長自らが面談し、市側の考え方や意向を伝えました。同弁護士には4月27日から5月6日までの連休中を含め対応をご検討いただき、連休最終日の5月6日には再度面会し、引き受けていただけることになりました。

この際に、新たな証拠の提示として、鑑定額の相違について主張をするための第三者鑑定の必要性と、高等裁判所への早急なやり取りが必要であることが示されました。また、この時点で、控訴理由書提出期限までに30日余りとなっていること、弁護士として高等裁判所とのやり取りには委任行為(資料3)が必要なこと、膨大な資料の精査等に早急に取り掛かる必要があること等から、一日も早い委任契約の締結(資料4・5)が必要でありました。

これらの経過等を踏まえ、翌5月7日に検討し、新たな弁護士の着手金216万円及び不動産鑑定業務委託料134万4千円、合計350万4千円を補正予算として専決処分(資料6)したものであります。

なお、同日には新たな弁護士4名と委任契約を締結し業務に着手いただき、5月9日には訴訟委任状を東京高等裁判所に提出し、今後の裁判についての調整を行いました。また、第三者による土地鑑定を行い証拠資料として提出することについては、2審(控訴審)において口頭弁論を進める大変重要な証拠となるもので、「この作業に既に着手していること」及び「鑑定評価書の提出がいつ頃になるか」などを、理由書へ盛り込み提出する必要があることから、5月の入札案件として早急に指名会議や指名通知など(資料7)の事務を進める必要がありましたので専決処分したものであります。

今まで申し上げたとおり、本年4月9日に甲府地方裁判所で上野原こども園関連の住民訴訟の判決が出た以降、関係各所への説明を行い、その後の対応を検討し、控訴審等、裁判手続きに向けての時間的制約があったことから、『特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がな

いことが明らかであると認めるとき』と判断し、補正予算を専決処分したものであり、地方自治法第179条の趣旨に添い手続きしたものであります。

なお、最低限に必要な予算を専決処分（補正予算（第1号））したものであり、弁護士成功報酬や打合せに係る事務費等の他の経費については、本年6月の上野原市議会第2回定例会に上程しご審議いただき議決されました。

以上でございます。

提出された書類は、次のとおりである。

- ①大成綜合法律事務所ホームページ
- ②経済的利益の額 5050万円の内訳
- ③訴訟委任状
- ④委任契約書
- ⑤委任変更契約書
- ⑥上野原市告示第1号の写し
- ⑦入札点検表及び契約調書

3 監査委員の判断

以上の事実関係を確認し、以下判断について述べる。

- (1) 「弁護士費用の内、216万円の着手金については違法な公金支出であり、損害を補填するため上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。」について

上野原市職員措置請求人は、江口市長の公私混同、裁量権の乱用により、大成綜合法律事務所への着手金の216万円は違法な公金の支出に当たり市の損害であるため、地方自治法第243条の2の規定により損害を補填するため上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告することを主張している。

弁護士費用支出金については、平成14年の地方自治法の改正により地方自治法第242条の2第4号に規定する住民訴訟が抜本的に改正され、従来の地方公共団体の住民が地方公共団体に代位して違法な

行為を行った職員個人、長を被告とする損害賠償請求や不当利益返還請求を為す代位訴訟から、市長等の執行機関等を被告とし、損害賠償請求せよ、あるいは不当利益返還請求をせよといった内容の請求を行う義務付け訴訟に改められた。改正後の住民訴訟では、地方公共団体の執行機関等が被告となるため、訴訟費用については当該地方公共団体が負担することとなった。したがって弁護士を訴訟代理人として委任するときは、当該委任に要する弁護士費用についても当該地方公共団体の負担となるため、江口市長の公私混同、裁量権の濫用は認められない。以上の理由から、着手金の216万円の公金の支出は、地方自治法第243条の2の規定に該当せず、市が損害を被ったことにはならない。よって、上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告する必要性は認められないと判断する。

- (2) 「弁護士費用の内、449万3000円の報酬金は違法な公金支出により、損害の発生が予想させるので、公金支出を差し止めることを求める。但し、既に支出がなされた場合は上野原市長江口英雄に損害賠償するよう勧告すること。」について

上野原市職員措置請求人は、江口市長の公私混同、裁量権の乱用により、大成綜合法律事務所への報酬金の449万3000円は違法な公金支出が予想されるため、公金支出を差し止めることを求めている。また、既に支出がなされた場合は、地方自治法第243条の2の規定により上野原市江口英雄に損害賠償するよう勧告することを主張している。その理由として、着手金と報酬金を合わせた665万3000円は、既に委任契約を行っていた細田弁護士との委任契約金（着手金27万円、報酬金27万円）と比べ、一人当たり3倍以上の差があり、特段、行政訴訟の専門的事務所と認識できるものではないため、費用の格差に対する合理的な根拠とはならない不当な金額であるからであり、また、大成綜合法律事務所への弁護士費用の根拠は委任契約書において経済的利益の10%以内とされているが、一審判決は上野原市として「個人である江口英雄に5,050万円を請求せよ」であり、市として受ける利益は請求書の発送費用しか存在せず、5,050万円の経済的利益は、江口英雄個人に帰属するもので、上野原市が公金

を支出する合法的及び合理的根拠はないからであるとしている。

弁護士費用支出金については、上述のとおり、平成14年の地方自治法の改正により地方自治法第242条の2第4号に規定する住民訴訟が抜本的に改正され、従来の地方公共団体の住民が地方公共団体に代位して違法な行為を行った職員個人、長を被告とする損害賠償請求や不当利益返還請求を為す代位訴訟から、市長等の執行機関等を被告とし、損害賠償請求せよ、あるいは不当利益返還請求をせよといった内容の請求を行う義務付け訴訟に改められた。改正後の住民訴訟では、地方公共団体の執行機関等が被告となるため、訴訟費用については当該地方公共団体が負担することとなったため、違法な公金支出とは認められない。また、大成綜合法律事務所と細田弁護士の委任契約における費用格差については、監査対象部局の陳述により、細田弁護士から、口頭弁論における膨大な資料の精査、要点の抽出、新たな証拠の提示など、一審の細田弁護士一人では対応が困難であり、控訴審での争いを全面勝訴するためには、新たな視点で弁護する必要性が示され、相手方の弁護士が4人体制であることを考慮すると、弁護士の増員については、妥当な対応といえる。さらに、大成綜合法律事務所への報酬金について、上野原市として全面勝訴しなければ、この事業の全体事業である国土交通省所管の地方都市リノベーション事業にも大きな影響が出るので、この事業の正当性を強く主張する必要がある。このことから、今回の裁判における経済的利益は5千50万円を請求しないことが市としての事業の正当性が認められ信用を取り戻したことになり、これを経済的利益と捉え5千50万円を基準に大成綜合法律事務所の弁護士法人の報酬基準概要を基に報酬等を計算し予算計上したとの陳述からも、経済的利益が請求書の発送費用しか存在しないとは到底言いがたい。また、今回の義務づけ訴訟においても、一審判決での個人である江口英雄への5千50万円の請求を覆すことが最たる目的であることから、大成綜合法律事務所に限らず、委任契約を請け負おうとする弁護士であるならば、損害賠償金5千50万円が契約請負額の算定に影響を及ぼさないと考えがたい。以上の理由から弁護士費用の内、449万3000円の報酬金の公金支出は、違法であるとは判断できず、市の損害になり得ないので、公金支出を差し止める必

要性は認められない。

- (3) 「令和元年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分は、地方自治法第179条の規定において違法である事の確認を求める。」について

上野原市職員措置請求人は、大成綜合法律事務所の支払に216万円、及び不動産鑑定業務委託料として134万4168円を専決処分したが、市の通常の議会の招集については、7日前にとの法の規定に対し、緊急を要する場合はこの限りでないと規定されているため、臨時議会を招集して採決すべきであり、本専決処分が地方自治法第179条の規定に違反する不当な処分であったと主張している。

専決処分については、地方自治法第179条の規定「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する理由として、監査対象部局から時系列による説明があった。それは、平成31年4月9日に甲府地方裁判所で上野原こども園関連の住民訴訟の判決が出され、4月10日の午前に記者会見、午後には臨時議員全員協議会において判決に関する状況の説明を行い、4月13日には市役所において第一審の町村会の顧問弁護士である甲府市の柳町法律事務所の細田弁護士と判決文の精査、事実誤認であるという判断のもと控訴の決定、4月16日に細田弁護士と委任契約、4月19日には控訴状を甲府地方裁判所に提出、また、4月27日には大成綜合法律事務所と江口市長との面談、5月6日に再度面談、5月7日に委任契約を締結し、5月9日に訴訟委任状を東京高等裁判所に提出、控訴理由書を7月8日に提出したというものである。これらの契約行為を成立させるためには、予算化する必要があったため、専決処分を行ったとの陳述がされた。

議会の招集は、原則として開会の日前、市にあつては7日までに告示しなければならないが、確かに、緊急を要する場合は、この限りでないことが地方自治法第101条第7項のただし書に規定されている。

しかし、少なくともすべての議員が開会までに参集しうる時間的余裕を置いて告示しなければならないが、そうした時間的余裕を置いたのでは時期を失することが明らかであると認められるときは、地方自治法第179条の適用を受け専決処分を行うのが通例である。これに今回

の例を鑑みると、時間的余裕を置いて招集の告示をし、臨時議会を開催した場合、上述の時系列で示した控訴をするための事務の進行を妨げず、時期を失することはなかったとは断定できない。

また、控訴理由書の提出期限が延ばされたことによる臨時議会を招集する時間的余裕への影響について、この提出期限の延長は、東京高等裁判所へ上申し、そこで承認されて初めて考慮されるべきもので、専決処分を決定する時点では、民事訴訟規則第182条に規定する期限である50日以内での提出をその判断基準とすべきである。むしろ、提出期限の延長が承認されたことは、一審での口頭弁論における膨大な資料の精査、要点の抽出、新たな証拠の提示に相当の時間を要することが認められたことであり、そこから、今回の控訴手続きが、いかに膨大で時間を要するものであったか想定される。よって、令和元年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分は、地方自治法第179条の規定において違法であることの確認はできないと判断する。

4 結論

本請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、請求に理由がないものとして棄却する。